

(様式1)

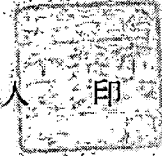
31千教学施第1115号

令和元年12月18日

文部科学大臣 殿

設置者名

千葉市長 熊谷 俊人 印



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

千葉市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度～令和元年度（3年間）

(担当)

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

住所：千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

千葉ポートサイドタワー12階

電話：043-245-5920

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

学校施設の長寿命化を図るため、経年劣化による建物本体の劣化消耗や設備の機能不全を生じさせないよう、更新時期に沿った計画的な保全改修を図る。

また、上記の整備を行うことにより、避難所の防災機能強化を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

耐震診断により、耐震性の低いことが確認されている小中学校の校舎の地震補強を実施する。

加えて、非構造部材の落下防止を目的に小中学校の校舎及び屋内運動場の外壁補強を実施する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

防犯対策として、外部からの侵入を防ぐため老朽化した門やフェンスを改修する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送り、障害の種類や程度に応じて、きめ細やかな教育が展開できるよう、障害のある児童生徒が入学する予定校にエレベーターを設置する。

また、学校適正配置事業で改修を実施する学校についても、エレベーターを設置する。

トイレの全体的な改修を行いトイレ環境の改善を図る。

小・中学校及び特別支援学校にエアコンを設置する。

また、上記の整備を行うことにより、避難所の防災機能強化を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

学校の給食施設について、学校給食衛生管理基準等に基づき、衛生的かつ安全性の高い施設設備となるよう整備を行う。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		111 校
中学校		55 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		2 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		4 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	113 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	171 箇所
	学校武道場	56 箇所
	社会体育施設	34 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	平成31年3月策定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	平成30年3月策定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>年度初めに前年度実施した事業に関して、目標の達成状況を把握し、評価する。 その結果をホームページ等で公表する。</p>
--